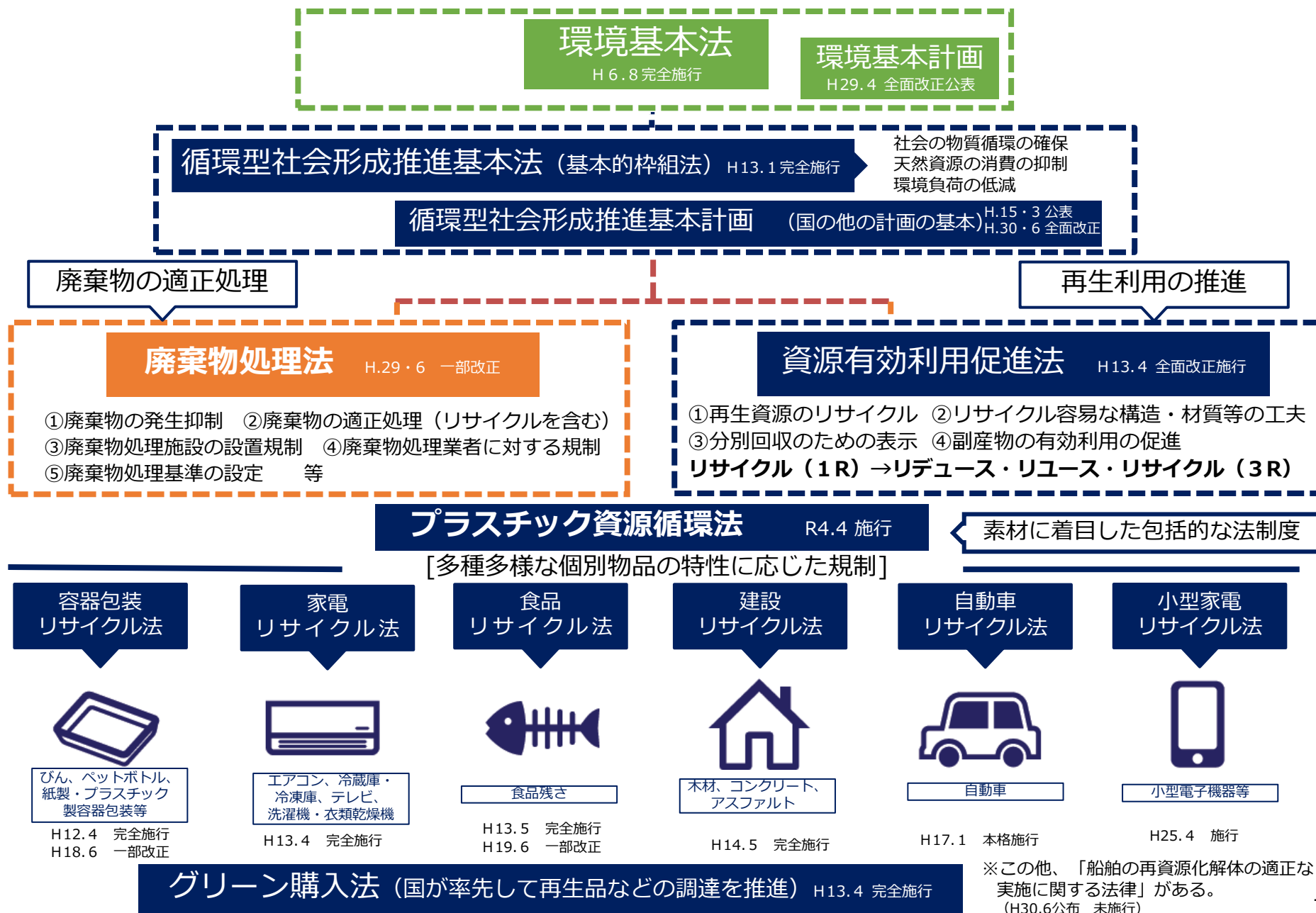




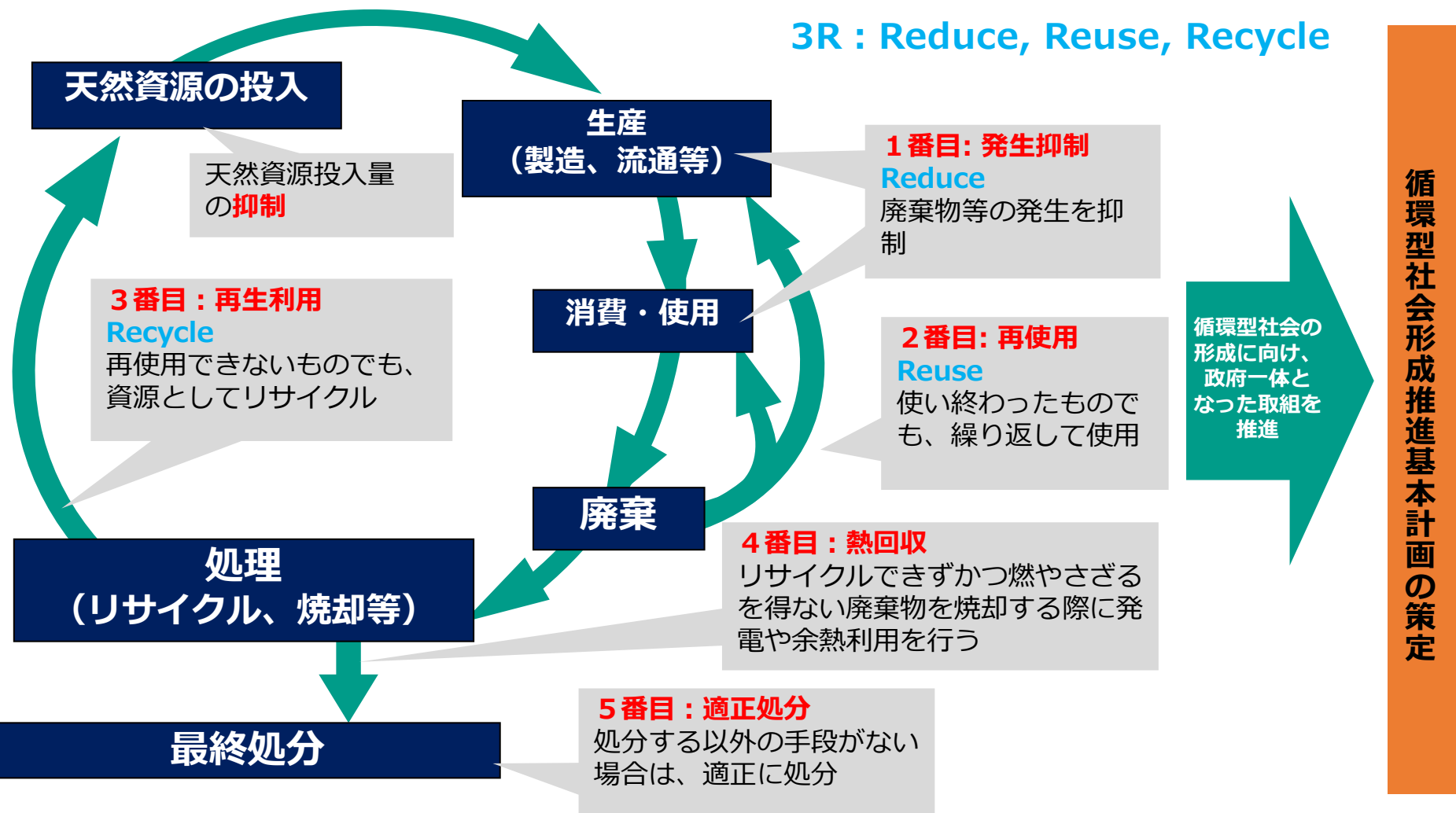
令和5年2月6日

環境省 環境再生・資源循環局
リサイクル推進室長・循環型社会推進室長
水谷 努



- 廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会【循環型社会形成推進基本法（平成12年6月公布、13年1月完全施行）第2条】

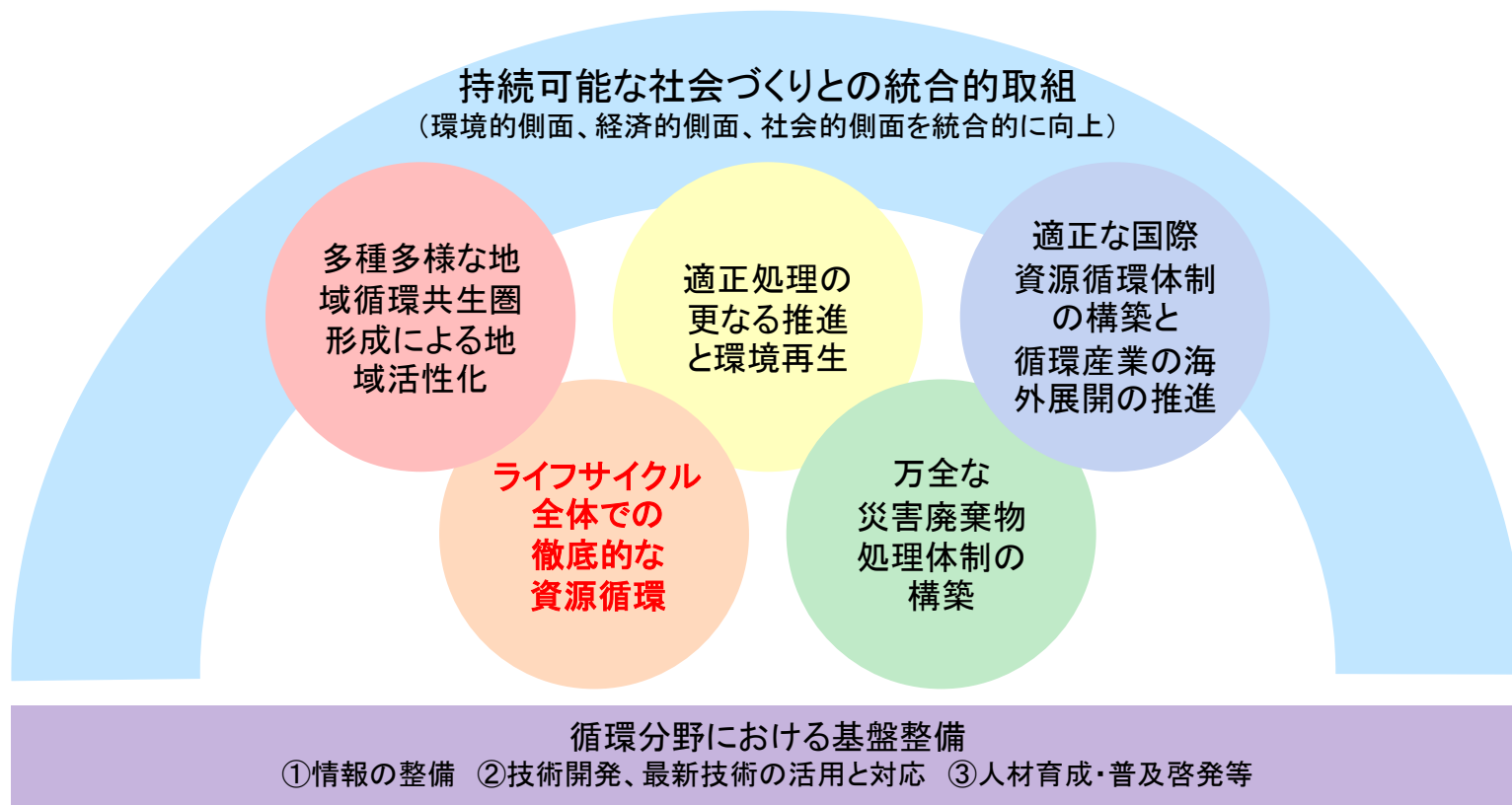
3R : Reduce, Reuse, Recycle



循環型社会形成推進基本計画（循環計画）とは

- 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるもの

第四次循環計画の構成



政府の マイルストーン

- 2050年カーボンニュートラルの宣言：
菅内閣総理大臣が所信表明演説にて2050年カーボンニュートラルを目指すことを表明
- 2030年度温室効果ガス46%削減の表明：
地球温暖化対策推進本部において、菅総理が2030年度に、温室効果ガス（GHG）を2013年度から46%削減を目指し、50%の高みへの挑戦を続けることを表明

政府全体 の取組

- 地域脱炭素ロードマップの策定：
国・地方脱炭素実現会議において取りまとめられ、重点対策の一つとして「資源循環の高度化を通じた循環経済への移行」が盛り込まれた
- 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定：
14の重要分野（「資源循環関連産業」を含む）ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取組を明記し、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画を策定
- 骨太方針2021の閣議決定：
日本の未来を拓く4つの原動力として、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策があげられた。
- 地球温暖化対策計画の閣議決定：
地球温暖化対策として、3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）
+ Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を始めとするサーキュラーエコノミーへの移行及び循環経済工程表の今後の策定に向けた具体的検討が定められた。
- パリ協定に基づく長期戦略：
地域において大幅な温室効果ガス排出削減を実現するには、循環型社会の構築や循環経済への移行が必要である旨盛り込まれた。

- [illegible]

電力CO₂排出係数

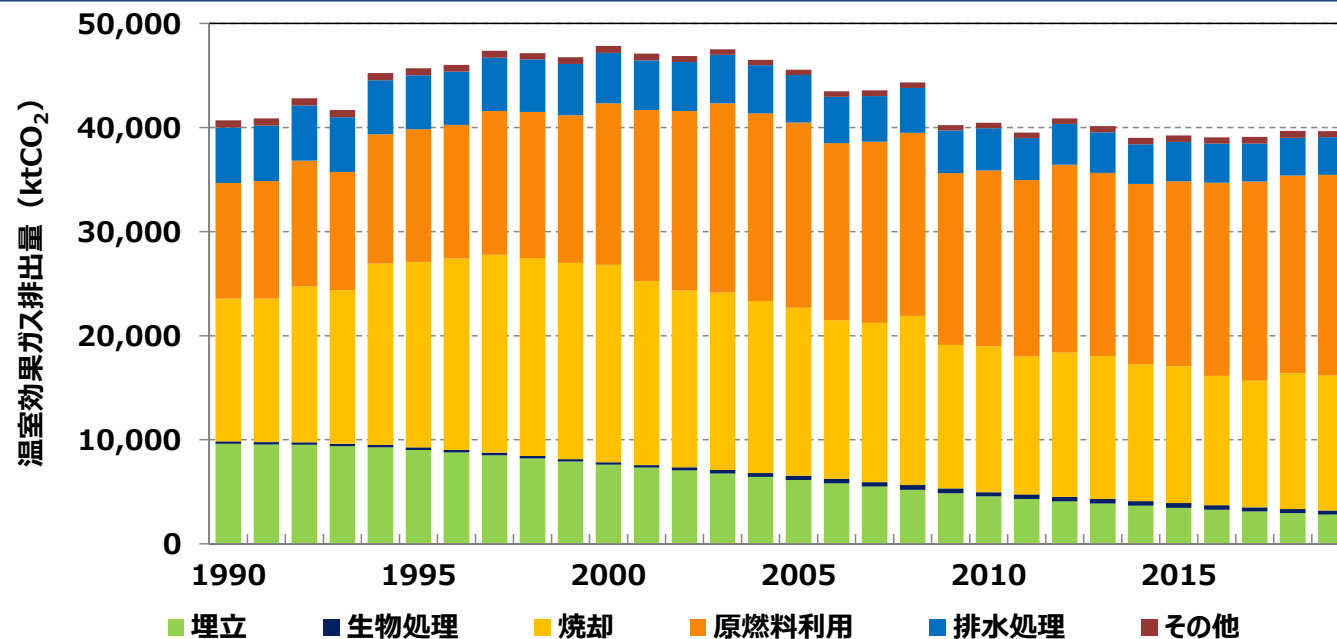
* 出典：令和3年8月5日 中央環境審議会循環型社会部会（第38回）議事次第・資料 https://www.env.go.jp/council/03recycle/post_217.html

* p20～27まで同出典

廃棄物・資源循環分野における温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)（中央環境審議会循環型社会部会令和3年8月5日）より

廃棄物分野のGHG排出量は2000～2003年度をピークに、その後は2009年度まで減少傾向が続いたが、近年は横ばいで推移している。2019年度の廃棄物分野全体のGHG排出量は約3,970万トンCO₂であり、1990年度からは約100万トンCO₂、2013年度からは約50万トンCO₂の減少となっている。

・2019年度の内訳をみると、「廃棄物の焼却及び原燃料利用に伴うCO₂・CH₄・N₂O排出」が約3,230万トンCO₂と廃棄物分野全体の約81%を占めており、「排水処理に伴うCH₄・N₂O排出」が約360万トンCO₂（約9%）、「埋立に伴うCH₄排出」が約280万トンCO₂（約7%）と続いている。



廃棄物分野※のGHG排出量の推移

※ 「2019 年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」（環境省）におけるGHG排出分野の定義に基づき集計。

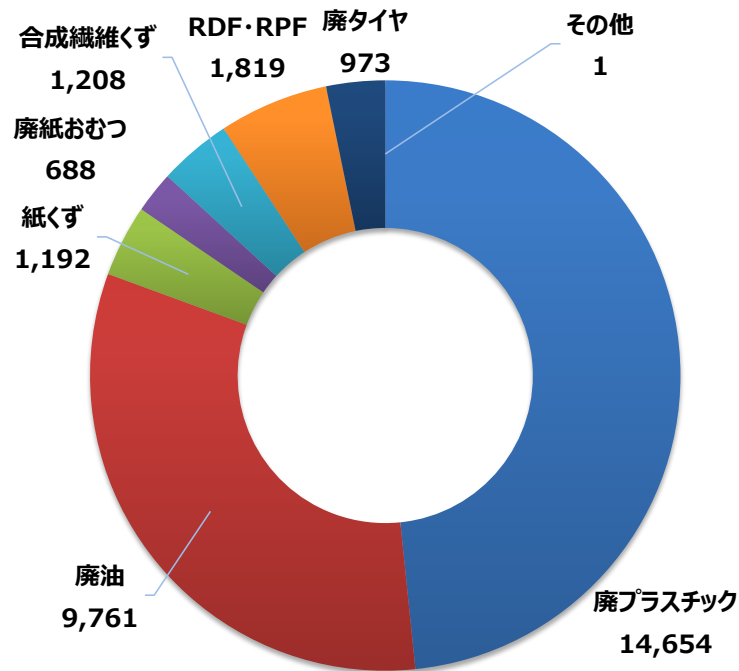
<https://www.env.go.jp/press/109480.html>

出典：（国研）国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス、日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2019年度）確報値をもとに作図

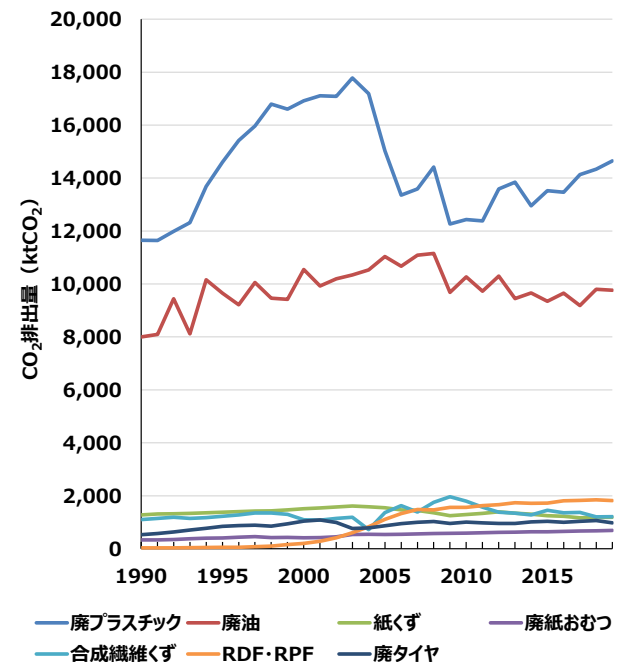
<https://www.nies.go.jp/gio/index.html>

廃棄物・資源循環分野における温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案) (中央環境審議会循環型社会部会令和3年8月5日) より

- 2019年度の廃棄物分野のGHG排出量の約76%を「廃棄物の焼却・原燃料利用に伴うCO2排出」が占める（約3,030万トンCO2）。うち、**廃プラスチック（一般廃棄物・産業廃棄物）**及び**廃油（産業廃棄物）**からのCO2排出が約4分の3を占める。



廃棄物の焼却・原燃料利用に伴うCO₂排出量の内訳
(2019年度) (単位: ktCO₂)



廃棄物の焼却・原燃料利用に伴うCO₂排出量
の経年変化

出典: (国研) 国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス, 日本の温室効果ガス排出量データ (1990~2019年度) 確報値をもとに作図
<https://www.nies.go.jp/gio/index.html>

背景

- 現行の**第四次循環基本計画**に、2年に1回程度、計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を行うことが明記。
- 令和3年10月22日に改訂された**地球温暖化対策計画**に、「**サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の今後の策定に向けて具体的検討を行う**」と記載。
- 令和3年8月の循環部会で議論された**廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）**に、ライフサイクル全般での資源循環に基づく脱炭素化の可能性について、各分野と意見交換を進めることが重要と記載。

概要

- 循環計画のうち「**ライフサイクル全体での徹底的な資源循環**」を重点点検分野に設定するとともに、これと密接に関連する分野（持続可能な社会づくりとの統合的取組、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、適正処理の更なる推進と環境再生、適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進など）について、点検評価を行うもの。
- 現行の**第四次循環基本計画の進捗点検の評価・結果について、循環経済工程表として取りまとめた**。
- 案の事前検討段階から広く国民の意見を反映させるために**パブリックコンサルテーション**を実施した上で、循環部会で議論を重ね、令和4年8月に取りまとめに向けた最終的な審議を行った。

スケジュール

12/9	循環型社会部会	第四次循環基本計画の第2回点検及び循環経済工程表の策定について
1/18 ~ 2/28	事前意見募集	} パブリックコンサルテーション
3/16	ワークショップ	
4/5	循環型社会部会	要素案、「国の取組に係る進捗状況表」の審議
5/23	循環型社会部会	素案の審議
6/27	循環型社会部会	案の審議
7/1 ~ 7/30		パブリックコメント
8/25	循環型社会部会	取りまとめに向けた審議
9/6		循環経済工程表の公表

循環経済工程表

2050年に向けた方向性

- **サーキュラーエコノミー**と**2050年カーボンニュートラル**の達成

現状の把握
評価

第四次計画の
点検結果

2030年

2050年

循環経済関連ビジネス
80兆円以上

プラ戦略マイルストーン
プラ回収量倍増

食品ロス
400万トン以下

金属リサイクル
原料処理量倍増

2030年に向けた施策の方向性

- 素材ごと（プラスチックや金属等）、製品ごと（自動車やファッション等）、循環経済関連ビジネス、廃棄物処理システム、地域の循環システム、適正処理、国際的な資源循環促進、各主体による連携・人材育成などの各分野における施策の方向性を提示した

循環型社会の全体像の代表指標の進捗状況現状・評価

- 社会全体での取組により、資源生産性を向上させ、最終処分量を着実に減少させている一方で、循環利用の取組については今後さらなる取組が求められている。
- 我が国の温室効果ガス全排出量のうち資源循環が貢献できる余地がある部門の割合としては約36%と試算。

項目	種類	指標	数値目標 (目標年次)	最新値	4次計画の目標達成見込み	留意点等
入口	物質フロー指標	資源生産性	49 万円/トン (2025 年度)	43.6 万円/トン (2019 年度)	○	● 長期的にも短期的にも目標達成見込み
循環		入口側の循環利用率	約 18% (2025 年度)	15.7% (2019 年度)	△	● 長期的に増加傾向で目標達成見込み。一方で、近年は頭打ちの傾向にあり、短期的な動向からは目標達成が厳しい見込み。
		出口側の循環利用率	約 47% (2025 年度)	43.0% (2019 年度)	△	● 長期的には増加傾向であるが、2018 年度から 2019 年度にかけては減少した。
出口		最終処分量	約 1,300 万トン (2025 年度)	1,304 万トン (2019 年度)	◎	● ほぼ目標の水準に到達し、長期的にも短期的にも目標達成見込み

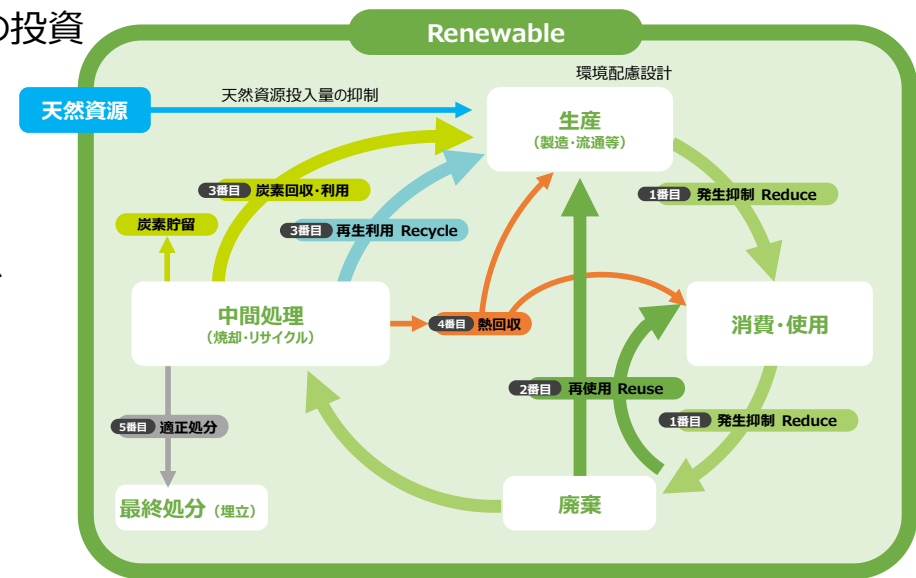
資源生産性 = GDP/天然資源等投入量

入口側の循環利用率 = 循環利用量 / (天然資源等投入量 + 循環利用量)

出口側の循環利用率 = 循環利用量 / 廃棄物等発生量

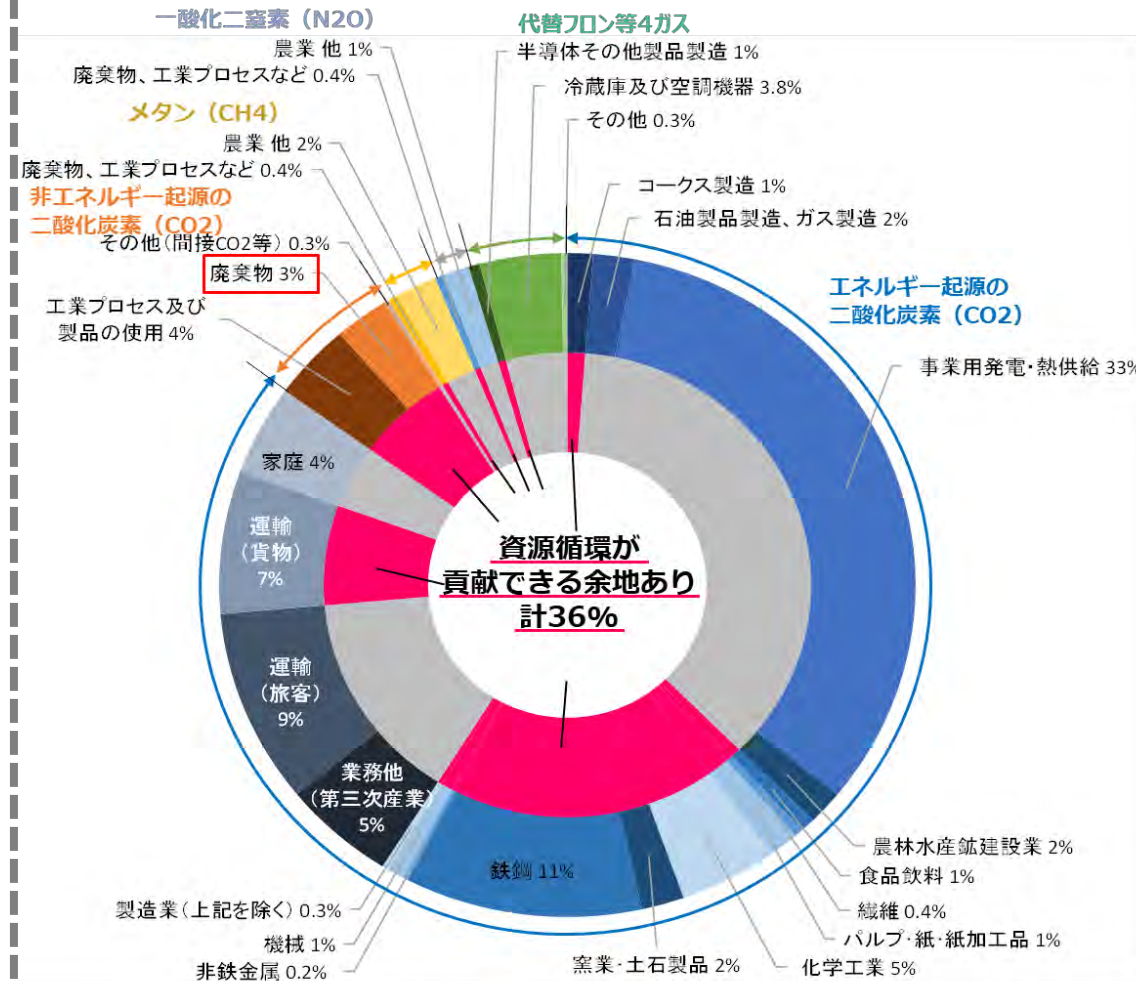
2050年の循環型社会に向けて

- 循環型社会形成推進基本法に基づく 3Rと経済的側面・社会的側面を統合した取組
- **循環経済（サーキュラーエコノミー：資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑制しつつ、廃棄物の発生を最小化につなげる経済）への移行**
：本業を含めた経済活動全体の転換、3R + Renewable（バイオマス化、再生材利用等）
- 循環経済アプローチの推進などにより資源循環を進めることにより、**ライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献**
- 全体的な環境負荷削減（生物多様性、大気・水・土壌）
- 循環経済関連ビジネスを成長のエンジンに、GXへの投資
- **経済安全保障の抜本的強化。**
持続可能な社会に必要な物資の安定供給に貢献。
- 地域活性化等社会的課題解決、国際的循環経済体制、各主体の連携・意識変革・行動変容
- 必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供



循環経済実現時の資源の有効活用の取組

我が国全体における全排出量のうち資源循環が貢献できる余地がある部門の割合



- 持続可能な社会経済システムを実現するためには、**循環経済を実現**するとともに、**カーボンニュートラルへの移行を同時達成**していくことが必要。
- 我が国の温室効果ガス排出量（電気・熱配分前）のうち、廃棄物分野の排出量である3%を含め、**資源循環が貢献できる余地がある部門の排出量は36%と推計**。
（2020年度に、全排出量1,149百万トンCO2換算のうち、413百万トンCO2換算）
- 3R+Renewableの考え方に則り、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と化石資源のバイオマスへの転換を図り、焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUSによる炭素回収・利用を徹底し、**2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロ**にすることを目指す。

各分野における
施策等の方向性

2030年

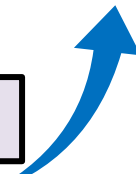
循環経済関連ビジネス80兆円以上

素材ごとの方向性	デジタル技術を活用したトレーサビリティの担保・循環経済関連ビジネス基盤 物質・エネルギー両方の脱炭素シナリオ研究、資源循環の取組による脱炭素効果定量分析	バリューチェーン全体でのロスゼロ	
プラスチック 廃油	プラスチック資源循環法に基づく 3R+Renewable、市場ルール形成 廃溶剤のアップサイクル等廃油のリサイクル推進	再生材の活用・新規投入のバイオマス化、燃やさざるを得ない場合の熱回収徹底	プラ戦略 マイルストーン プラ回収量倍増
バイオマス	廃棄物系バイオマスの活用、食品廃棄物ゼロエリアの創出、フードドライブ等 再生利用が困難なバイオマス廃棄物等を原料とした 持続可能な航空燃料(SAF)の製造・供給に向けた取組	自然の中で再生されるペースを超えない利用	食品ロス 400万トン以下
金属	分別回収の参画、AI等の活用による選別高度化、動静脈連携等による国内資源循環の促進 アジアを中心とした国々で再資源化が困難な使用済み製品等からの金属の再資源化	ライフサイクル全体での最適化 アジア域での重要鉱物の資源循環	金属リサイクル 原料 処理量倍増
土石系 建設材料	脱炭素社会に向けたシナリオ分析を踏まえた定量的知見の充実 原材料使用の効率性向上、環境配慮設計、建築物長寿命化 セメント製造工程での有用金属回収、副産物・廃棄物・処理困難物利用拡大、混合セメント利用拡大	付加価値の高い再生利用	

各分野における
施策等の方向性

2030年

循環経済関連ビジネス80兆円以上



製品ごとの方向性	生産段階での環境配慮設計、 再生可能資源利用の促進	使用段階でのリユース、リペア、メンテナンス、 サブスクリプション等、新たなビジネスモデル	ライフサイクル全体で徹底的な 資源循環を行うフローに最適化
建築物	良質な社会ストックの形成・維持による発生抑制、 有効活用できる建築資材の再使用	建設系廃材の再資源化等のため、 速やかに建設リサイクル法含めた制度的対応を含めた検討	コンパクトで強靱なまちづくり 対象エリアから取り残された災害に脆弱な地域で、 災害時廃棄物発生量低減・防災力向上の観点から施策検討
自動車	現在の排出実態の 早急な把握	削減効果、電動化影響、 蓄電池排出状況分析	自動車リサイクル分野における脱炭 素戦略の検討 自動車ライフサイクル全体の脱炭素化 自動車リサイクルプロセスそのものの脱炭素化
小電・家電	小電 年14万トン回収	廃家庭用エアコンの回収推進によるHFC回収量増	サービス化や付加価値の最大化を図る 循環経済関連の新たなビジネスモデル
温暖化対策等により 新たに普及した 製品や素材	太陽光発電設備のリユース・リサイクルを促進するため、 速やかに制度的対応を含めた検討	LiB・鉛蓄電池の適正なリユース・リサイクル 火災発生防止対策に向けた総合的な対応策	リサイクル技術の高度化を含め 3Rに関する技術開発・設備導入
ファッション	ラベリング・情報発信 新たなビジネスモデル、環境配慮設計	衣類回収システム・リサイクル技術高度化に向けた実態把握 関係省庁一丸となった体制整備	社会全体での適量発注・ 適量生産・適量購入・循環利用 サステナブル ファッション実 現

各分野における
施策等の方向性

2030年

循環経済関連ビジネス80兆円以上

循環経済 関連ビジネス	事業者と投資家等との開示・対話に関する取組の後押し、 サプライチェーン全体での取組評価	循環経済関連ビジネスの実証フィールド国家、 ESG投資が呼び込まれる社会
廃棄物処理 システム	包括的な技術開発・社会実装の ための新たな支援策	地域・社会全体への循環経済関連の新たなビジネスモデル普及、 トレサビ確保、効率性向上
地域の 循環システム	脱炭素技術評価検証、官民連 携方策検討	2050年カーボンニュートラル実現に 向けた取組
適正処理	廃棄物処理システム・施設整備 方針等検討	廃棄物を適正に処理するための システム・体制・技術の堅持
国際的な 循環経済促進	資源循環分野における地域循環共生圏を構築推進するための ガイダンスの策定	我が国循環産業や 資源循環モデル海外展開
各主体による 連携、人材育成	分散型の資源回収拠点ステーションや対応した施設整備に向けた運 営・機能面等含めた施策検討	適正な国際資源循環体制の構築
	3R+Renewableに当たって、製品安全、有害物質リスク管理、 不法投棄・不適正処理防止	循環経済関連 ビジネスの成長
	産廃最終処分場残余年数について、 2019年度の水準(17年分)を維持(2025年度)	
	長期戦略・計画策定支援、関連制度整備支援、人材育成、 循環インフラ標準化、福岡方式の海外展開	
	二国間協力、環境インフラ海外展開、G7・G20活用、 アジア太平洋地域のプラットフォーム構築・拡大	
	循環経済パートナーシップ(J4CE)の活用	各主体の適切な役割分担、 業種・分野を超えた多様な主体間連携
	様々な教育の場の活用、人材育成、 物質循環と温室効果ガス算定ツールの整備	

環境省・経産省・経団連の官民連携による「循環経済パートナーシップ」を通じて、循環経済への更なる理解醸成、取組の促進、国際社会におけるプレゼンス向上を目指す。



Japan Partnership for Circular Economy (J4CE : ジェイフォース)

創設団体：環境省、経済産業省、日本経済団体連合会

構成員：147企業・団体（2023年1月4日時点）

事務局：IGES（地球環境戦略研究機関）

発足：2021年3月2日

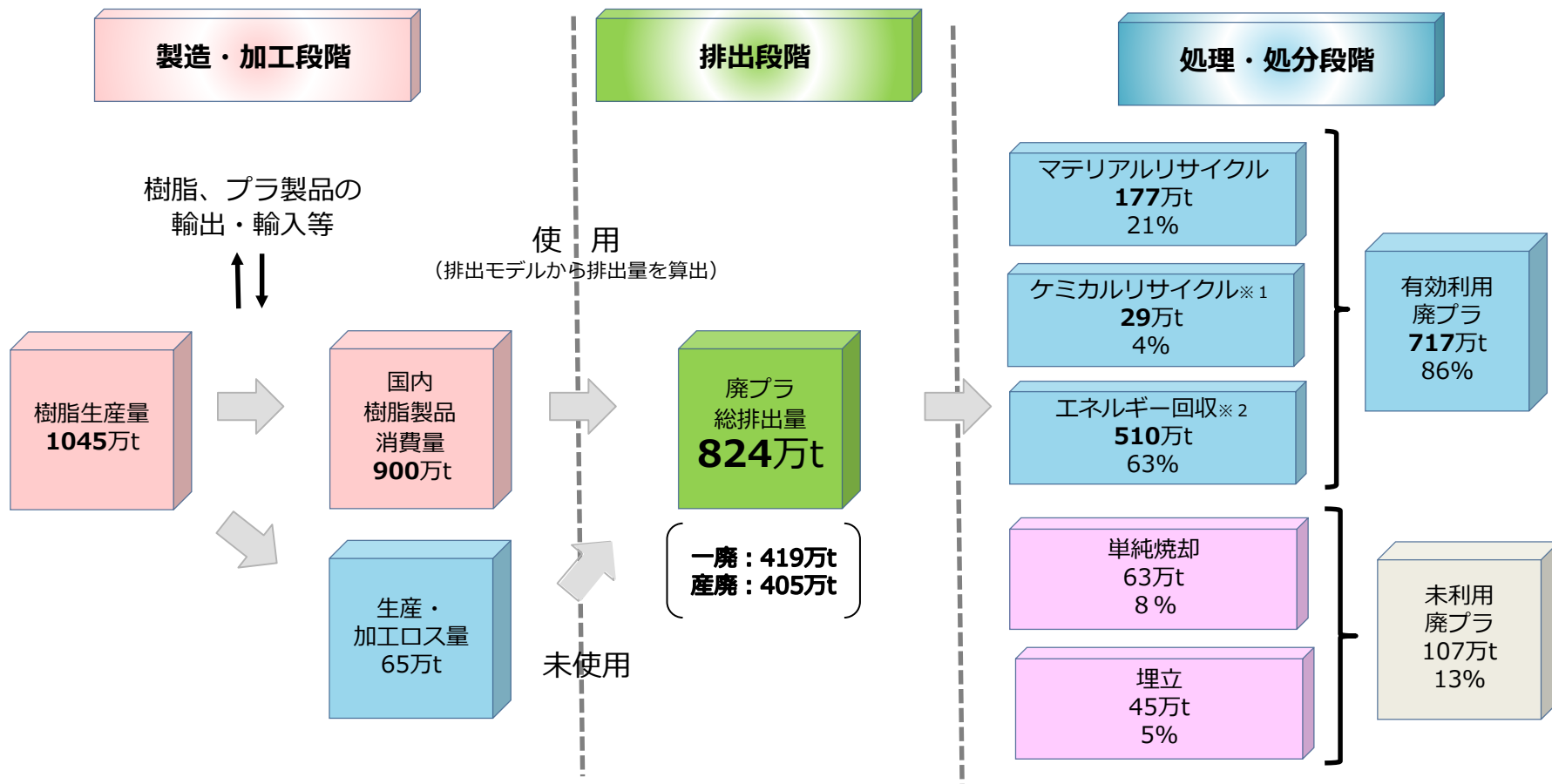
<https://j4ce.env.go.jp/>

具体的取組

- ◆ 日本の先進的な循環経済に関する取組事例の収集と国内外への発信・共有
 - WEBサイトで159事例を公表(2023年1月4日時点)
 - うち26事例についての注目事例集の作成(2022年9月時点)
- ◆ 循環経済に関する情報共有やネットワーク形成
- ◆ 循環経済促進に向けた対話の場の設定



日本のプラスチックの再資源化の現状（2021年）



日本：廃プラ排出量約824万トン（2021年）
 ⇒有効利用86%（リサイクル25%、熱回収63%）
 /未利用（埋立・焼却）13%

※1 ケミカルリサイクル：高炉・コークス炉原料、ガス化等
 ※2 エネルギー回収：固形燃料、セメント原燃料、発電焼却、熱利用焼却

出典）プラスチック循環利用協会データ

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。  ＜付け替えボトル＞
販売・提供	【使用の合理化】 ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。  ＜ワンウェイプラスチックの例＞
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 ● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  ＜プラスチック資源の例＞
	【製造・販売事業者等による自主回収】 ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  ＜店頭回収等を促進＞
	【排出事業者の排出抑制・再資源化等】 ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

環境配慮製品を国が認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を設計指針として明示。

すべてのプラスチック使用製品が対象。

<構造>

①減量化

②包装の簡素化

③長期使用化・長寿命化

④再使用が容易な部品の使用
又は部品の再使用

⑤単一素材化等

⑥分解・分別の容易化

⑦収集・運搬の容易化

⑧破砕・焼却の容易化

<材料>

①プラスチック以外の素材への代替

②再生利用が容易な材料の使用

③再生プラスチックの利用

④バイオプラスチックの利用

<製品のライフサイクル評価>

- 同種の製品と比較して特に優れた製品について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。

製品分野毎に別途決定。

使い捨てプラの使用を合理化し、ライフスタイル変革を加速

対象製品	対象業種
フォーク スプーン テーブルナイフ マドラー 飲料用ストロー 	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ●宿泊業：ホテル、旅館 等 ●飲食店：レストラン、喫茶店 等 ●持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
ヘアブラシ くし かみそり シャワーキャップ 歯ブラシ 	●宿泊業：ホテル、旅館 等
衣類用ハンガー 衣類用カバー 	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●洗濯業：クリーニング店 等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる

- **目標を設定**し、実施これを達成するための取組を計画的に行う。
- **ポイント還元や有料化、代替素材への転換**などの取組を選択・実施。
- 勧告等の対象となる多量提供事業者の要件は年間提供量が5 t以上（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）。

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを促進

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、市区町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

法施行前



市区町村が分別収集したプラスチック容器包装廃棄物は、容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡して再商品化することができます。

法施行後

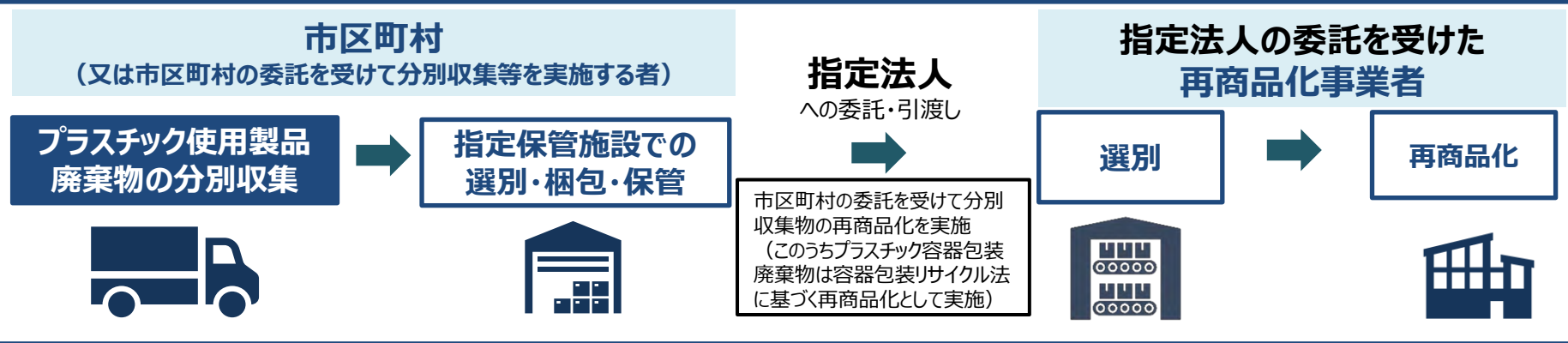


市町村は、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して分別収集する方法（左）、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を別々に分別収集する方法（右）により、分別収集し、容器包装リサイクル法の指定法人に委託する又は再商品化計画の認定を受けることで再商品化することができます。

容器包装リサイクル法の
指定法人へ引き渡すことで
再商品化を実施

容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施
再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

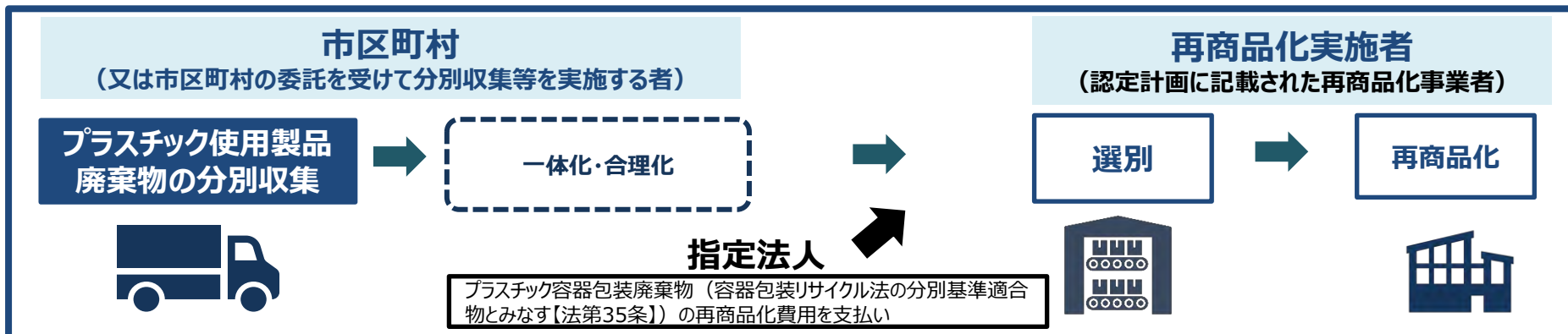
① 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法（法32条）



市区町村は**分別収集物の基準**及び**手引き**に従って分別収集・再商品化する必要がある。

② 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（法33条）

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になる。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要がある。

(参考) 再商品化計画の認定事例について

これまでの認定事例

市町村名 (認定日)	計画期間	分別収集物		収集、運搬又は 処分を行うもの	再商品化 製品
		種 類	量(トン/年)		
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1～ R8.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物	13,104	J&T環境株式会社 (仙台市内)	ペレット等
		それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	1,456 14,560		
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1～ R8.3.31 (2年3か月)	プラスチック容器包装廃棄物	1,173	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
		それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	250 1,423		
神奈川県 横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1～ R8.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物	3,868	株式会社TBM (横須賀市内)	ペレット
		それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	318 4,186		

※量 (トン/年) : 再商品化計画期間平均値

宮城県仙台市

出典) 仙台市HP



プラスチック製品の分別収集・再商品化経費に対する特別交付税措置

分別収集物に含まれる容器包装については、容リ法に基づき特定事業者が再商品化の責任を負担する。一方、容器包装以外の製品については、引き続き市区町村がその処理責任を有する。

市区町村の負担を軽減するため、市区町村が実施するプラスチック製品の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとなった。

プラスチック製容器包装の分別収集

市区町村(又は委託業者)

分別収集

選別・梱包・保管

普通交付税措置 (清掃費として人口1人当たり5,170円の一部(R3年度))

リサイクル事業者

運搬

再商品化

特定事業者が費用負担

プラスチック製品の分別収集 (R4年度～)

市区町村(又は委託業者)

分別収集

選別・梱包・保管

リサイクル事業者

運搬

再商品化

特別交付税措置

具体的には、環境省が既に製品の分別収集又は再商品化を実施している市区町村で実施した調査を基に、一律の単価(円/t)を設定。これに各市区町村が収集・再商品化した製品の量を乗じて額を算出する。(「令和4年度特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について(照会)」(令和4年10月28日総務省自治財政局財政課))

収集運搬・選別保管費用

79,000 (円/トン) × A (トン)

運搬・再商品化費用

61,000 (円/トン) × B (トン)

A = 収集したプラスチック製品の量
B = 再商品化事業者に引き渡した
プラスチック製品の量

算定額 =

2

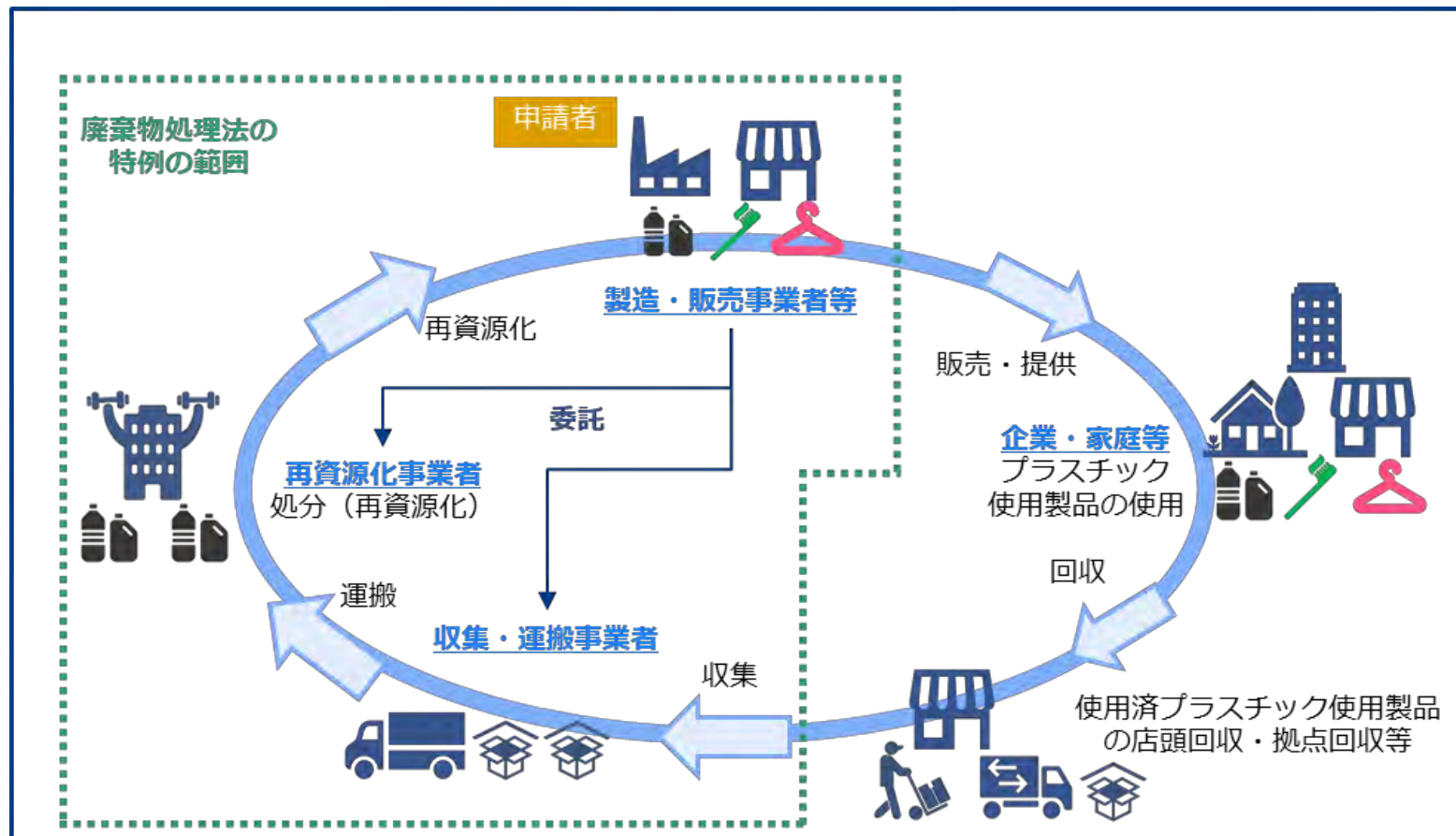
容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（第32条）と 認定再商品化計画に基づきリサイクルを行う方法（第33条）の主な違い

	容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（第32条）	認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法（第33条）	（参考）法に基づかないリサイクル（独自処理）
分別収集物の基準（環境省令）の適用	適用される	適用されない（リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考とされることを期待）	適用されない
市区町村が実施する選別・圧縮等	省略できない	再商品化事業者との調整により省略できる	再商品化事業者との調整により省略できる
再商品化事業者の選定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札事業者が通知される	市区町村が決定する	市区町村が決定する
再商品化費用の負担者	プラスチック製容器包装：特定事業者（市区町村負担分を除く） プラスチック製品：市区町村		すべて市区町村
再商品化費用の決定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札価格（＝再商品化費用）が通知される	計画の認定基準を踏まえ、市区町村が決定する	市区町村が決定する
特別交付税措置との関係	対象となる		対象となる（当面の間）
循環型社会形成推進交付金との関係	要件を満たす		要件を満たす

製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画の認定（法39条）

- プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

● 自主回収・再資源化事業のスキーム



製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画認定申請の手引き（2022.3月）

計画に記載すべき事項、申請手続や認定基準等について解説。

- **プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者**は、主務大臣が定める排出事業者の判断基準に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められる。

主務大臣 「判断基準」を策定

必要な指導・助言

取組が著しく不十分な場合に
勧告・公表・命令等

排出事業者※1※2

（プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者）

多量排出事業者※2

（前年度の排出量が250トン以上）

排出の抑制・再資源化等に関する目標設定、
目標達成のための取組の計画的な実施

※1 従業員の数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種に属する事業を行う個人・会社・組合等
従業員の数が5人以下の、商業又はサービス業に属する事業を行う個人・会社・組合等 を除く

※2 プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関する定めとして、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め等のいずれかを含む場合、加盟者の排出量は本部事業者の排出量に含むものとする

排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き（2022.3月）

排出事業者に求められている内容を具体的に解説するとともに、取組事例等も併せて紹介。 27

排出事業者による再資源化事業計画の認定（法48条）

- ①排出事業者又は②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

● 申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



● 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



排出事業者等による再資源化事業計画認定申請の手引き（2022.3月）

計画に記載すべき事項、申請手続や認定基準等について解説。

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 プラスチック等資源循環システム構築実証事業



【令和5年度予算（案） 4,672百万円（新規）の内数】

プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品や航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

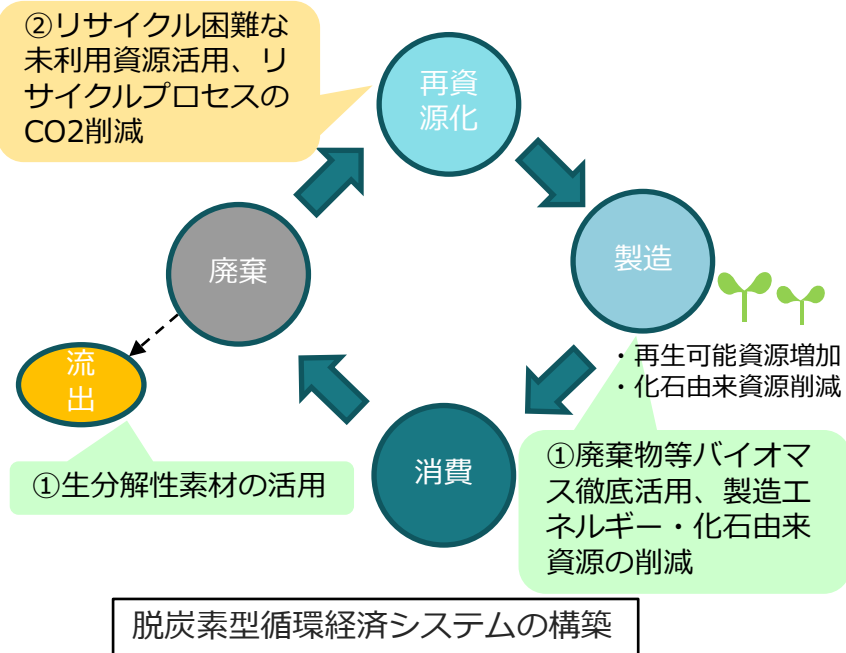
② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
- 対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和5年度予算（案） 4,991百万円（新規）】
【令和4年度第2次補正予算額 3,000百万円の内数】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材への需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する金属資源、半導体をはじめとした少量多品種に分散しているレアメタル等を確実にリサイクルする体制を確保する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備を支援する。

②金属・再エネ関連製品等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

- ・国内資源に限りがあることから、都市鉱山を資源調達元として位置づけられるような体制作りを支援する。



金属破碎・選別設備



Li-ion電池
リサイクル設備

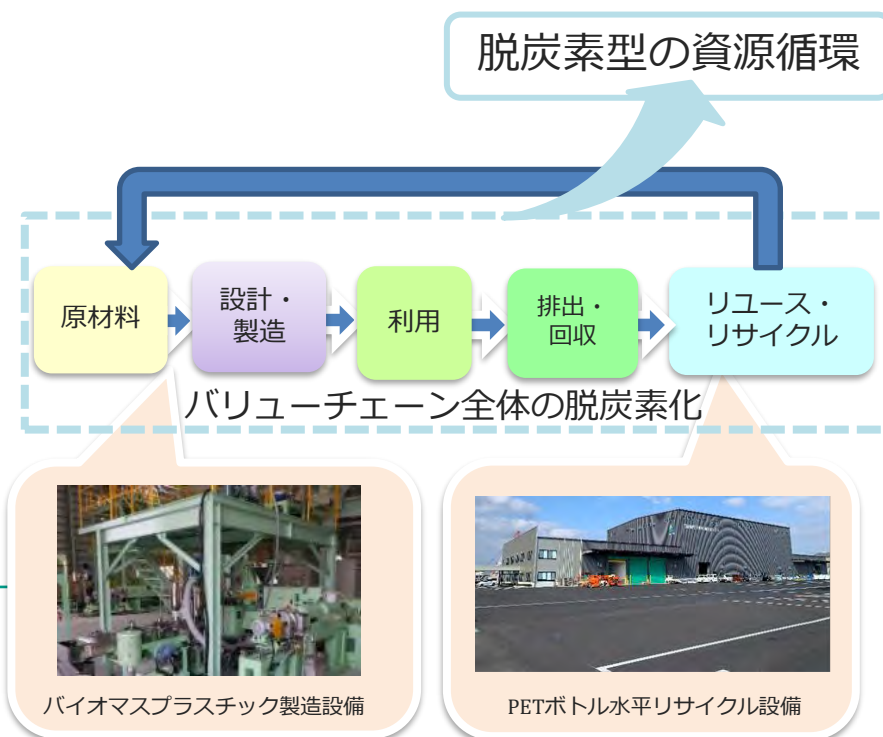


太陽光発電設備
リサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業の概要

(1) 令和3年度事業の概要

- 市区町村が主体となって実施する**プラスチック製容器包装及びプラスチック製品**に関する分別収集・リサイクルに係る先進的モデルの形成支援を行うことを目的として、令和3年度は、**松本市・静岡市・京都市・亀岡市・大阪市・倉敷市の6市**を採択した。

事業の実施内容	・ 容器包装及び製品の一括回収の実証 ・ 組成調査（実証事業による収集物や可燃ごみの組成調査等） ・ 住民周知（説明会開催やチラシ配布等） ・ 関係者調整（メーカーヒアリングや事業者との協議等） ・ 効果検証（コスト・CO2排出量の分析等） ・ 異物混入対策 等
結果のまとめ	・ 容器包装のみならず製品も含めた分別収集・リサイクルを行うことでCO2削減に寄与することが明らかとなった。 ・ 認定スキームの活用等の条件の設定により、<u>コストを圧縮できる可能性が示唆された。</u> ・ 住民の御協力により収集物の組成に大きな影響があった。このため、実施前に十分な周知期間を設けるとともに、実施後も継続して周知することが重要である。



松本市の組成調査の様子

(2) 令和4年度事業の概要

- 市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルに係る実証として**12自治体※1**、地方公共団体が製造事業者等と連携して実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクルに係る実証として**4自治体※2**を採択した。
- 採択自治体として、市だけではなく、町単位の申請や県が複数市をまとめて申請している事例もある。

※1：八戸市、岩手県岩手町、福島県猪苗代町、鹿嶋市、那須塩原市、群馬県大泉町、江戸川区、横須賀市、富山市、沼津市、兵庫県（小野市、加西市、加東市） 福岡県（宗像市、古賀市、福津市、新宮町）

※2：秋田県とJA大潟村、東京都とユニリーバ・花王・P&G・ライオン、川崎市と日清オイリオ、藤沢市とユニリーバ

プラスチックごみ問題に関する世論調査の結果

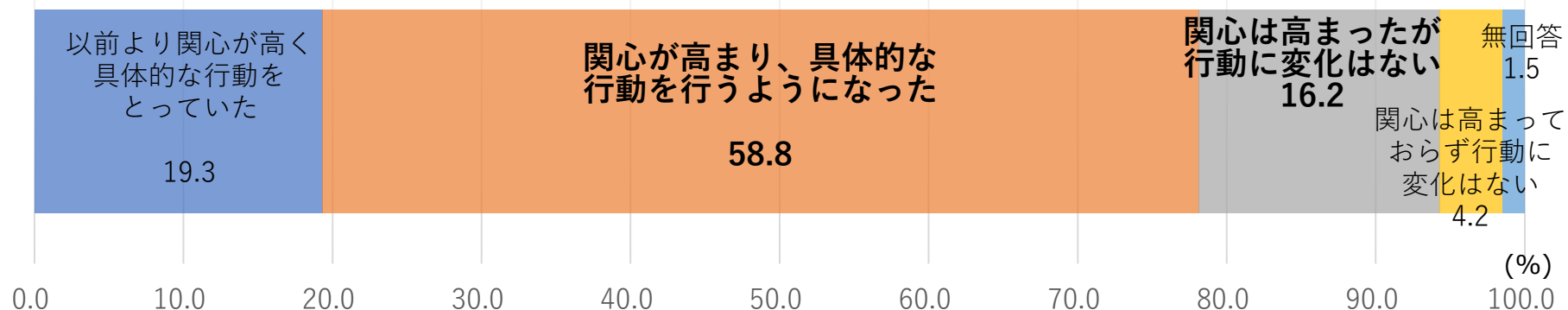
■ プラスチックごみ問題についての国民の意識を把握するため、**内閣府**において世論調査を実施。

・期間：2022年9月1日～10月9日

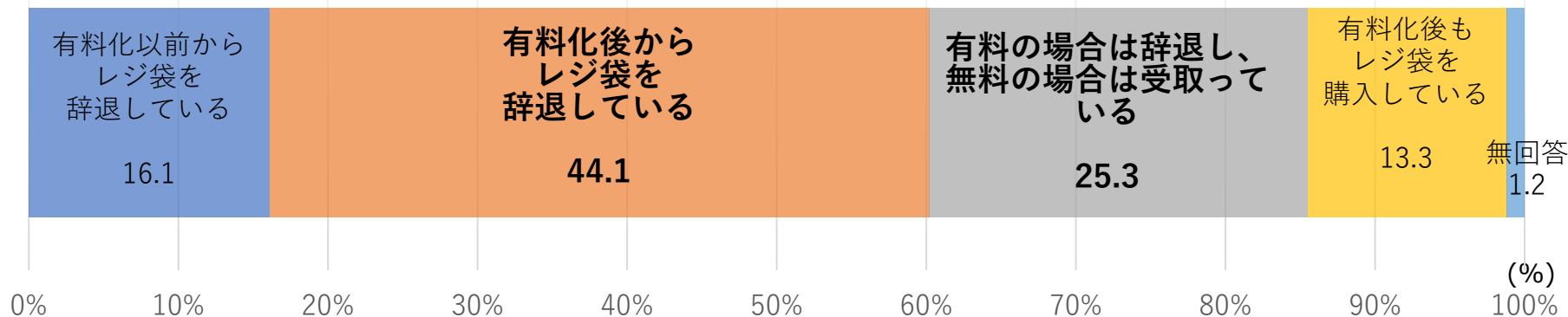
・方法：郵送

・対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者 1,791人（標本数：3,000人、有効回収率：59.7%）

＜レジ袋有料化やプラスチック資源循環法施行による関心や行動の変化＞



＜レジ袋有料化後のレジ袋の辞退状況＞



海洋プラスチックごみ条約の策定に向けた動き

- 2019年のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「**大阪ブルー・オーシャン・ビジョン**」に合意。現在、87の国と地域が共有。
- 2022年3月の**国連環境総会（UNEA）**では、世界全体で実効的な対策を進めるべく、国際文書（条約）づくりに向け、**政府間交渉委員会（INC※）の設置**を決議。**2024年末までに作業完了**を目指す。
※Intergovernmental Negotiating Committee
- ペルーのグスタボ・メサ＝クアドラ前外相が議長に（第4回以降はエクアドルが引き継ぐ予定）。小野洋 環境省地球環境審議官がアジア太平洋地域代表の**INCビューロー（理事）**に選出

INC交渉スケジュール

2022年

INC1：11/28～12/2@ウルグアイ、プンタ・デル・エステ
・INCビューロー（理事会）発足、議長の選任、条約の目的や主要交渉議題の特定、

2023年

（各国等は条約に必要な要素案に関する意見を提出）

INC2：5/22～26@フランス、パリ

INC3：11月末

2024年

国連環境総会（UNEA）：2月後半（INCの状況報告）

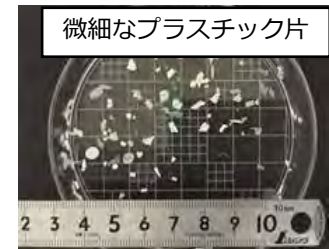
INC4：5月前半

INC5：12月前半（条約案の取りまとめ）

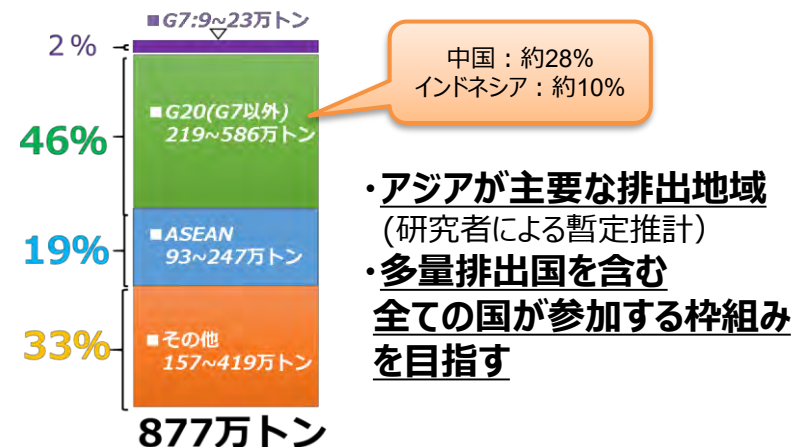
2025年

外交会議（条約を採択、各国の署名開始（賛同の意思表示））

※最速の場合



<国別の海洋への年間流出量>



- ・**アジアが主要な排出地域**（研究者による暫定推計）
- ・**多量排出国を含む全ての国が参加する枠組みを目指す**

- 循環経済工程表では、2050 年を見据え、**環境的側面や経済・社会的側面を含めた持続可能な社会を実現**するため、循環経済アプローチを推進することによる循環型社会の方向性を示している。
- また新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢を含む現下の国際情勢等も踏まえながら、**資源制約に対応し、我が国の経済安全保障の取組を抜本的に強化**することにも資する考え方を提示している。
- **企業や自治体とも連携し、消費者や住民へのアプローチも含めた必要な施策**を速やかに立案・実施していく。工程表で示した方向性を基礎とし、今後予定している廃棄物処理法に基づく基本方針や廃棄物・資源循環分野の脱炭素に向けた実行計画づくり、**第五次循環型社会形成推進基本計画**を見据えて、取組の内容やスケジュール等の更なる具体化を図っていく。